

指定生活介護 重要事項説明書

当事業所は大分市の指定を受けています。
(大分市事業所番号 4410103271)

当事業所はお客様に対して生活介護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、またご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 若草会
法人所在地	〒870-0868 大分市大字野田306番地の2
電話・FAX	電話：097-549-0012 FAX：097-549-5750
代表者氏名	理事長 安東 真英
設立年月	昭和49年2月16日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定生活介護 (令和2年8月1日指定 大分市 4410103271)
事業の目的	障がい者デイサービスセンター創生の里は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（総合支援法）に従い、お客様がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
事業所の名称	障がい者デイサービスセンター創生の里
事業所の所在地	〒870-0868 大分市大字野田307番地の8
電話・FAX	電話：097-549-4774 FAX：097-585-5805
管理者氏名	安東 真英
当事業所の運営方針	お客様の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該お客様又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を適切に行うものとします。
開設年月日	平成9年3月1日
利用定員	1日 10名

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域	大分市・由布市（挾間町）
営業日及び営業時間	営業日及びサービス提供日：月曜～土曜日（ただし1月1日～3日を除く） 営業時間：8時00分～17時00分 サービス提供時間：9時30分～15時35分

4. 職員の配置状況

当事業所では、お客様に対して指定生活介護を提供する職員として、以下の職種を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

職 種	常勤・非常勤の別
1. 管理者（兼務）	常勤 1名（併設施設管理者兼務）
2. サービス管理責任者	常勤 1名以上（多機能型兼務）
3. 生活支援員	常勤 5名以上
4. 看護職員	常勤 1名
5. 運転手	非常勤 2名以上
6. 嘱託医	非常勤 1名

※ 職員の配置については、大分市の指定基準を遵守しています。

5. 当事業所の施設設備の概要

当事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。

日常生活訓練室・社会適応訓練室兼食堂	マイクロウェイブ、交互牽引滑車運動器、姿勢矯正用鏡、歩行訓練階段、ウォーターベッド、オーディトロン、アルミ軽合金製車いす、丸テーブル、エアロバイク、マッサージチェア、自動血圧測定装置、移動式平行棒、肩関節回旋運動器、テレビ、カラオケシステム、仮眠用ベッド、空圧マッサージ器（足用）等
和 室	仮眠用布団
浴 室	特殊浴槽、一般浴槽等
厨 房	配膳台、冷蔵庫等

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「生活介護計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「生活介護計画」を定めて、サービスを提供します。「生活介護計画」は、お客様の意向や心身の状況を踏まえて、支援目標や支援内容、支援期間などを記載しています。「生活介護計画」は、お客様やご家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、お客様の申し出により、いつでも見直すことができます。

<サービスの区分及びサービス内容>

①創作的活動

ちぎり絵等の創作活動を支援します。

②社会適応訓練

外出、生活マナー等の社会適応訓練の補助を実施します。

③健康管理

日常生活上必要なバイタルチェックや服薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

④機能訓練

お客様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤レクリエーション

おやつ作り等のレクリエーションを実施します。

⑥必要な介助

排泄の介助のほか、当事業所での活動をおこなうときに必要な介助を、お客様の心身等の状況に応じて行います。

⑦医療・福祉・生活等のご相談及び介護方法の指導

お客様の医療・福祉・生活等のご相談に応じます。また、ご希望に応じてご家族等に介護技術の指導を行います。

⑧食事の提供

食事（昼食）を提供及び食事の介助を致します。

⑨入浴

入浴の介助又は清拭などを行います。お客様のご希望及び心身等の状況に応じて、機械浴槽を使用して入浴することができます。

⑩送迎

お客様の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。時間帯等は別途ご連絡します。

(2) 介護給付費対象サービスの料金

介護給付費対象サービスについては、厚生労働大臣が定める基準により算定した額がサービス料金となります。

このサービスの料金の一部（原則9割）は市町村から介護給付費が支給されま

す。介護給付費は当事業所が市町村から直接受け取りますので、お客様は、サービス料金から介護給付費の額を差し引いた額（利用者負担額といいます。原則サービス料金の1割です。）を当事業所にお支払いただきます。

なお、利用者負担額は、原則サービス料金の1割ですが、「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限月額が1ヶ月の負担の上限額となりますので、記載されている金額以上ご負担いただくことはありません。

介護サービス費		自己負担額
区分2以下	5,320円	532円
区分3	5,830円	583円
区分4	6,520円	652円
区分5	9,410円	941円
区分6	12,580円	1,258円
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（Ⅲ）	（Ⅰ）150円・（Ⅲ）60円	（Ⅰ）15円・（Ⅲ）6円
初期加算（最初の30日のみ）	300円	30円
食事提供体制加算	300円	30円
送迎加算（Ⅰ）（片道）	210円	21円
常勤看護職員等配置加算	280円	28円
欠席時対応加算（1月につき4回まで）	940円	94円
人員配置体制加算（Ⅰ）	3,210円	321円
入浴支援加算（加算対象者のみ）	800円	80円
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		8.1%/月

（1日あたりの利用料）

<利用者負担額の上限等について>

※介護給付費対象のサービス利用者負担額は、市町村が上限を定めています。

そのため、サービスのご利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。当事業所が代理受領を行った介護給付費額は、お客様に通知します。

(3) 介護給付費対象外のサービスの料金

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 「創作活動」「レクリエーション活動」にかかる材料費などの費用
（その都度、その内容の説明を致します。）

② 食材料費

・食事の材料にかかる費用です。1食あたり 330円

③ 入浴にかかる光熱水費

・入浴に必要な光熱水費です。1回あたり100円(入浴支援加算該当者以外の方)

④ その他必要な費用

・当事業所にてお過ごしいただくうえでお客様にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

ア 複写物の交付 1枚につき10円

イ 医療材料費(ガーゼ等) 実費

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記(2)及び(3)の料金・費用は、下記の方法でお支払いください。

1. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：お客様のお取引のある金融機関

2. 下記指定口座への振り込み

大分銀行 医科大学前支店 普通預金 5075009

社会福祉法人 若草会 理事長 安東 真英

(5) 利用の中止、変更、追加

- ・利用予定日の前に、生活介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前々日迄に事業者申し出てください。
- ・利用予定日の前々日迄にお客様もしくはご家族の方より生活介護の利用中止又は変更の連絡がない場合には、キャンセル料をいただきます。
- ・自動引き落としにつきましては手数料の負担はありません。
- ・振込手数料につきましてはご利用者様の負担となります。
- ・サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況によりお客様が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時をお客様に提示するなど必要な調整を致します。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス内容の変更

サービス利用当日に、お客様の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、お客様の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を

請求します。

(2) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「障害支援区分」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所の職員にお知らせください。また、本事業所の職員より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願い致します。

(3) 宗教や習慣の相違等で他人を排斥し、または自己の利益のために他人の自由を侵すことはしないでください。

(4) ケンカ・口論等、他の利用者に迷惑を及ぼすことはしないでください。

(5) 施設内の秩序・風紀を乱し、迷惑を及ぼすことはしないでください。

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録しています。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、生活介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) ご利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、お客様の記録や情報を適切に管理し、お客様の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、お客様の負担となります。)

9. 損害賠償保険への加入

本事業者は、損害賠償保険に加入しています。

10. 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

障がい者デイサービスセンター創生の里	
サービス管理責任者 志賀 勇太	
電話番号	097-549-4774
受付時間	毎週月曜日～土曜日(1月1日～3日は休み) 8時00分～17時00分
若草会福祉サービス相談委員会 第三者委員	
受付時間	8時00分～17時00分
高橋 美佳	電話 097-583-2148
工藤 和代	電話 097-549-2466
安東 初代	電話 097-583-0724
大分市障害福祉課	
電話番号	097-537-5658
受付時間	8時30分～18時00分

大分県福祉サービス運営適正化委員会

電話番号 097-558-0300

受付時間 9時00分～17時00分

11. 人権擁護、障害者虐待防止について

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備し、定期的実施する研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識、技術の習得に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、利用者や家族の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための担当者の配置。

12. 身体拘束について

- (1) 当事業所は、お客様又は他のお客様の生命又は身体を保護するために緊急でやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他お客様の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
- (2) 当事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際のお客様の心身の状況並びに緊急でやむを得ない理由等、必要な事項を記録することとします。
- (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針の整備。

当事業所における虐待についてのご相談は以下の窓口で受け付けます。

障がい者デイサービスセンター創生の里

担当者 志賀 勇太

責任者 安東 真英

電話番号 097-549-4774

受付時間 毎週月曜日～土曜日（1月1日～3日は休み）
8時00分～17時00分

大分市障がい者虐待防止センター

電話番号 097-585-6003

受付時間 9時00分～17時15分

13. ハラスメントについて

ハラスメント対策の為、次に掲げる措置を講じております。

- (1) 暴言・暴力・ハラスメントに対し組織・地域での適切な対応を図ります。
- (2) 職員は、ハラスメントを防止するための研修を受講し、事業所内で共有を図っています。

14. 業務継続計画について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画を策定します。
- (2) 当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

15. 緊急時における対応

- (1) 生活介護を実施中に、お客様の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、看護師等に連絡するとともに、必要な措置を取ります。
- (2) 生活介護を実施中に、天災その他の災害が発生した場合は、管理者の指示のもと、緊急時マニュアルに基づきお客様の避難等の措置を講じます。また、緊急時に備え、別途定める消防計画に基づき、定期的に避難訓練を実施致します。

16. 事故発生時の対応

- (1) 生活介護を実施中に事故が発生した場合は、市町村、お客様のご家族、お客様に係わる相談支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を取ります。
- (2) 生活介護を実施中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

17. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 事業所は、障害福祉サービスを適切かつ円滑にお客様に提供することを目的として、個人情報を用います。
- (2) 事業所は、重要事項説明の同意をもって、以下に掲げる理由に限り、お客様及びお客様のご家族に関する個人情報を用いる場合があります。
 - ・ 認定調査及び生活介護計画、また生活介護事業等の内容について関係する都道府県、市町村その他委託を受けた機関が情報提供や報告を求めた場合。
 - ・ 主治医・医療機関等が生活介護計画の内容について情報提供を求めた場合。
 - ・ その他の相談支援事業所・障害福祉支援事業所・ご家族等が、サービス担当者会議など、サービス提供上情報を用いる必要がある場合。
- (3) 事業所は、お客様に関する個人情報は適正に入手いたします。またお客様のご家族個人情報が含まれる記録物については、管理者の責任のもとに管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止いたします。
- (4) お預かりした個人情報は、お客様のサービスの向上、及びサービスの提供に係る契約後のサービスの実施やサービス担当者会議等において使用させていただき、他に流出したりすることのないよう適切・安全に取り扱います。また、情報の変更・訂正・削除が必要な場合は当事業所までご連絡ください。

